



茨城県報

第 619 号

令和 7 年 (2025 年) 6 月 9 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) 2
- 指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課) 3
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) 4
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退 (障害福祉課) 5
- 身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課) 6
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 7
- 新たに許可をする知事許可漁業の制限措置等の公示 (水産事務所) 7
- 新たに許可をする知事許可漁業の許可の基準 (水産事務所) 12

公 告

- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 13
- (警 察 本 部)
- 入札公告 14

告 示

茨城県告示第646号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 9 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の名称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0860390327	医療法人社団 白峰会	朝比奈 綾香	小美玉市小川 733-1	訪問看護ステ ーションしら ほ 土浦事業 所	土浦市川口 2 - 4 - 22 - 2	令和 7 年 5 月 1 日	訪問看護
0870303328	社会福祉法人 かすみがうら 四季会	林 顕太郎	土浦市真鍋 2 - 10 - 23	特別養護老人 ホームはなの えん	土浦市栗野町 1852-1	令和 7 年 5 月 1 日	短期入所 生活介護

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
		医療機関名称	医療機関所在地	医療機関名称	医療機関所在地	
視覚	石田 祥子	総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野 4－1－1	医療法人社団 常仁会牛久愛 和総合病院	牛久市猪子町 896	令和 7 年 4 月 1 日
視覚	戸田 和重	医療法人小沢 眼科内科病院	水戸市吉沢町 246－1	医療法人社団 小沢眼科会神 栖診療所	神栖市平泉 1－ 5	令和 5 年 6 月 1 日
呼吸器機能	飯塚 尚志	医療法人社団 愛友会勝田病 院	ひたちなか市中 根5125－2	西山堂慶和病 院	那珂市鴻巣3247 －1	令和 7 年 5 月 1 日
肢体不自由	金森 章浩	筑波大学附属 病院	つくば市天久保 2－1－1	筑波記念病院	つくば市要1187 －299	令和 7 年 4 月 1 日
肢体不自由	大澤 翔	医療法人社団 平郁会みんな の在宅クリニ ック守谷	守谷市中央 1－ 21－4	飯村医院	つくば市北条 4326－2	令和 7 年 4 月 1 日

茨城県告示第653号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

令和 7 年 6 月 9 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 指定取消年月日 令和 7 年 6 月 30 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
- 東茨城郡茨城町小堤1184
- 西連寺 ひろ美
- （売りさばき所：東茨城郡茨城町奥谷23－5）

茨城県告示第654号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ケ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げる漁業につき、規則第11条第 1 項の規定により、第 1 及び第 2 の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第 3 から第 5 の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日

茨城県霞ケ浦北浦水産事務所長 武 士 和 良

第 1 小型機船底びき網漁業

- 1 制限措置
- (1) 漁業種類
- 手繰第 1 種漁業（いさざ・ごろひき網漁業）
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
- 下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、
又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
霞ヶ浦	1 隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月9日から令和7年7月10日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年2月28日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第2 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

7月21日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、
又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦 (ア) かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から	

- 204度の線と同市加茂字塚前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (イ) かすみがうら市加茂字塚前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ウ) 次の a、b、c、d、e 及び f の各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
- かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱
 - a から180度450メートルの点
 - a から156度1,500メートルの点
 - f から171度2,000メートルの点
 - f から144度700メートルの点
 - かすみがうら市坂に設置した標柱
- (エ) かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (オ) かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域
- (カ) 次の a、b、c、d 及び e の各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域
- 石岡市井関関川干拓南東端
 - a から94度400メートルの点
 - e から234度30分500メートルの点
 - e から234度30分350メートルの点
 - 行方市八木蒔字広町に設置した標柱
- (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から234度30分の線と同市手賀字新田境海辺1527番地に設置した標柱から245度の線との間における同市湖岸線から400メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ク) 行方市手賀字新田境海辺1527番地に設置した標柱から245度の線と同市荒宿舟入場左岸から230度の線との間における同市湖岸線から600メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ケ) 次の a、b、c、d、e 及び f の各点を順次に結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域
- 行方市荒宿舟入場左岸から230度00分の線と同市湖岸線が交わる点
 - a から230度00分900メートルの点
 - 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右10.00から245度40分650メートルの点
 - 行方市小高干拓地南西突端から250度00分600メートルの点
 - f から250度00分900メートルの点
 - 行方市麻生新田に設置した標柱から250度00分の線と同市湖岸線が交わる点
- (コ) 次の a、b、c、d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
- 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
 - a から266度30分630メートルの点
 - a から219度900メートルの点
 - e から80度1,000メートルの点
 - 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右12.00
- (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右12.00から80度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から45度の線との間における同市及び同村湖岸線から1,000メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から45度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から0度の線との間における同村湖岸線から1,400メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次の a、b、c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
 - a から0度1,400メートルの点
 - d から0度600メートルの点
 - 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から0度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から38度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から700メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (ソ) 次の a、b、c、d、e、f、g、h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
- 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
 - a から38度00分600メートルの点
 - 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点
 - 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右47.00から70度00分700メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ

線の交わる点 e 土浦市手野町地先国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中5.50から218度40分392メートルの点 と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中7.00から185度00分600メートルの 点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結ん だ線の交わる点 f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中7.00から185度00分600メートルの 点 g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から220度00分1,000メートルの点 h i から204度810メートルの点 i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱	
---	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 7 月 10 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 9 年 7 月 20 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 3 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業（掛網漁業）

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5 トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80 キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	3 人
北浦及び外浪逆浦	2 人

2 許可を申請すべき期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 7 月 10 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 4 さし網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

4 月 1 日から 5 月 15 日まで及び 11 月 1 日から翌年 2 月末日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、
又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第 2 種 共同漁業権漁場内	3 人

2 許可を申請すべき期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 7 月 10 日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 5 つけ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他つけ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
北浦及び外浪逆浦	1 人

- 2 許可を申請すべき期間
- 令和 7 年 6 月 9 日から令和 7 年 7 月 10 日まで
- 3 備考
- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 9 年 3 月 24 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第655号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第 11 条第 7 項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第 1 項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武 士 和 良

- 第 1 小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業（いさぎ・ごろひき網漁業）及びその他機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）
- 1 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。
- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行

使者として漁業を営む者をいう。

第 2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業（掛網漁業）及びしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）並びにつけ漁業（その他つけ漁業）

1 規則第11条第 7 項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第 6 項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 9 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字谷田部字下屋敷1039番 1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字谷田部620番地40

安 島 優 哉